

粉じん特定施設一覧及び管理基準(茨城県生活環境の保全等に関する条例)

つくば市環境保全課

施設の種類	管理基準
1活性炭の原料製造に用いる素灰製造施設	1 素灰が飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。 2 炉廻りの清掃を充分行うこと。 3 かま入れかま出し作業中は、戸、窓等を密閉すること。
2繊維製品の製造に用いる動力打綿機及び動力混打綿機(設置場所が隣地から50メートル以上離れている場合を除く。)	1 綿くずが飛散しにくい構造の建物内に設置されていること。 2 作業中は、戸、窓等を密閉すること。
3農薬工場に設置される製造施設及び包装施設	1 農薬が飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。
4窯業土石製品の製造に用いる包装施設(処理能力が1時間につき1トン以上であるものに限る。)	1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されてること。